

分離できない水分を多量に含む重油の取扱いについて

昭和 37 年 3 月 16 日蔵税第 273 号

改正 昭和 61 年 6 月 6 日蔵関第 587 号

改正 昭和 62 年 12 月 25 日蔵関第 1306 号

改正 平成 13 年 12 月 14 日財関第 1005 号

[決定]

損傷について適当な理由が認められる場介に限り損傷減税を適用すること。

なお、分離できない泥水分が特に多く、重油として使用できないときは、関税定率法別表第 2710.91 号及び第 2710.99 号を適用する。

[F 税関提案要旨]

分離できない水分を含む重油等、すなわち水分が重油とエマルジョン状態となつた場合は、昭和 34 年 2 月 12 日蔵税第 199 号「石油の数量査定及び価格鑑定について」の(2)－(A)－(イ)にただし書きによつて当該水分は控除されないこととなつているが、解体船舶の残油（重油等）あるいは不用船用重油にあつては、ときとして 5～30%程度の水分が油と分離できないエマルジョン状態となつている場合がある。この場合、一般重油同様、全量に課税することは、当該重油が市価の 20～50%程度で商取引される現状より考察して、課税負担の均衡上適当でないので、やむを得ざる事情により通常含有されている以上の水分が多量に存在する場合は、申請により関税定率法基本通達 10－2（従量税品に対する変質、損傷減税の適用範囲）による損傷減税を行うことが適当と考えられる。